

内職の募集

商工振興課では、内職をお考えの市民のために内職情報を提供しています。内職者を募集したい事業所は、随時受け付けておりますので、商工振興課までお問い合わせください。なお、内職希望者が直接事業所に連絡いたしますので、その際には対応をお願いします。また、春日部市と市域を接している市町にある事業所の内職情報の登録も受け付けます。内職事業所情報の公開は原則として公開日から1年間です。

対象事業所

- 春日部市内または近隣市町内で、1年以上事業を営んでいること
- 事業所所在地の市町民税を完納していること

提出書類（下記書類を商工振興課窓口へ提出）

1. 事業所求人票（事業所控）
2. 事業所までの略図
3. 同意書…市内所在の法人事業所及び個人事業主の方
4. 法人事業概況説明書（直近期）の写し…近隣市町所在の法人事業所の方
5. 直近の確定申告書（第1表）の写し…近隣市町所在の個人事業主の方
6. 納税証明書（現年度分）…近隣市町所在の法人事業所及び個人事業主の方

内職情報一覧表の公開場所

- 春日部市公式ホームページ
- 商工振興課窓口・生活支援課窓口・庄和総合支所総務担当窓口

内容変更・募集中止の連絡先

商工振興課（募集中止に限り電話・メール可）

内職情報一覧表・求人票の取扱について

- 内職情報一覧表…上記公開場所にて受け取れます。（ご希望により FAX でもお送りしています）
- 事業所求人票・略図…商工振興課窓口で閲覧できます。（総合支所では閲覧不可）

お問い合わせ

商工振興課 商工振興担当 048-797-8029

公正な採用選考について

公正な採用選考を行うためには、応募者本人が職務遂行上必要な適性や能力をもっているかどうかを採用基準とし、適性・能力に関係のない事由（下記の①～⑭など）を採用基準としないようにする必要があります。適性・能力に関係のない事項は、それを採用基準としないつもりでも、応募用紙に記載させたり、面接において尋ねたりすれば、結果としてどうしても採否決定に影響を与えることとなり、就職差別に繋がるおそれがあります。採用選考時においても、応募者の基本的人権を尊重することは重要です。

● 本人に責任のない事項の質問

- ① 本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境に関する事

● 本来自由であるべき事項の質問（思想・信条にかかわること）

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合（加入状況や活動歴など）・学生運動などの社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書に関する事

● 不適切な選考方法

- ⑫ 身元調査の実施
- ⑬ 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない健康診断の実施

お問い合わせ

人権共生課 人権共生担当 電話番号 048-736-1130

社会教育課 社会教育担当 電話番号 048-739-6808